

# 更新時講習について

## 1 講習を行う場所

運転免許証等更新時講習の場所は、運転免許センター及び各警察署です。

## 2 講習の通知

更新時講習の対象者には、運転免許証更新通知書を送付します。  
通知書には講習の区分等が記載されていますので確認してください。

※ 警察署で更新手続を申請された方は、運転免許証に表記された有効期間内に更新時講習を受けなければ運転免許証が失効し、以降運転すると無免許運転になります。

令和4年の道路交通法の改正により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され、令和7年3月24日(月)に全国で運用開始となります。

以下の3つの免許証の持ち方が可能になります。

- ① 運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード、いわゆるマイナ免許証のみを保有すること
- ② マイナ免許証と運転免許証の双方を保有すること
- ③ 従来運転免許証のみを保有すること

※ 自動車等の運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯する必要があります。

## 3 講習の日時等

### 運転免許センターでの講習

月曜日から金曜日及び日曜日(祝日・振替休日及び年末年始の休日は取り扱いません。)

講習区分	講習時間	令和7年3月24日までの講習手数料	令和7年3月24日以降の講習手数料
優良講習	30分	500円	500円
一般講習	60分	800円	800円
違反講習	120分	1,350円	1,400円
初回講習		1,350円	1,400円
高齢者講習等終了者	高齢者講習終了者は、改めて更新時講習を受ける必要はありません。		

※ 講習手数料の他、別途更新手数料が必要となります。

### 警察署での講習

- 受付時間  
9:00～16:00 (土曜日、日曜日、祝日、振替休日及び年末年始の休日は取り扱いません。)
- 講習日時  
受付の時に講習日時を指定します。

## 4 注意事項

- 高齢者講習対象の方(70歳以上)は、自動車教習所で事前に高齢者講習を受けていないと更新申請ができません。
- 75歳以上の高齢者は、事前に認知機能検査を受検しなければなりません。  
ただし、診断書を提出すれば認知機能検査は免除されます。  
認知機能検査の代わりに診断書提出を希望する場合は、下記問い合わせ先に確認してください。
- 警察署での講習は、更新申請時に窓口で指定します。  
指定された日の講習を受けた後に、運転免許証を交付することとなります。  
通常、免許証の受け取りまでには、3週間程かかります。

## 5 運転者区分と講習区分

### 優良運転者 → 優良講習

免許の継続期間が5年以上、かつ、有効期間の満了する日の直前の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為又は重大違反唆し等もしくは道路外致死傷をしたことがない方

### 一般運転者 → 一般講習

免許の継続期間が5年以上、かつ、有効期間の満了する日の直前の誕生日の40日前の日前5年間において、軽微な違反行為を1回のみ(人身事故などを除く)したことがあり重大違反唆し等、もしくは道路外致死傷をしたことがない方

### 違反運転者 → 違反講習

免許の有効期間の満了する日の直前の誕生日の40日前の日前5年間において違反行為(軽微な違反行為を1回のみしたことのある場合を除く。)又は重大違反唆し等もしくは道路外致死傷をしたことがあり方又は人身事故などを起こしたことがある方

### 初回更新者 → 初回講習

免許の継続期間が5年未満で、有効期間の満了する日の直前の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為がないか、軽微な違反行為が1回のみで、重大違反唆し等もしくは道路外致死傷をしたことがない方

## 6 聴覚に障がいのある方へ

聴覚に障害があり、講習内容を聞き取りにくい方は、事前に担当係にお問い合わせください。

## 7 問い合わせ

警察署における講習指定日を変更される方は、当該警察署交通課(交通安全協会)にお問い合わせください。

その他講習内容に関して不明な点がある方は、下記の問い合わせ先まで連絡をしてください。

問い合わせ先

大分県警察本部運転免許課 (大分県運転免許センター) 講習係

<住所> 大分市大字松岡6687番地

<電話> 097-528-3000

<問い合わせ時間> 午前8時30分~午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)